

## 加古川市指定給水装置工事事業者申請受付要領

加古川市上下水道局

受付開始日	令和元年10月1日（火）～ （土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く）
受付時間	午前9時～12時・午後1時～4時
受付場所	加古川市上下水道局お客さまサービス課給排水係  （郵送による申請は原則として受付しません。）

### 1 申請書類（水道法施行規則に定める様式）

#### （1）指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1（第18条関係）

※法人の場合、登記簿に記載されている役員全員の氏名を書いてください。

#### （2）機械器具調書 別表（第18条関係）

※指定の基準（2）の機械器具の種別も記入してください。

#### （3）誓約書 様式第2（第18条及び第34条関係）

※指定の基準（3）を参照のうえ誓約してください。

#### （4）給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3（第22条関係）

※提出にあたっては、記載もれがないか十分確認してください。不備があれば指定が遅れることとなります。

### 2 添付書類

- 法人の業者の方は、定款（写し）及び登記簿謄本
- 個人の業者の方は、住民票
- 選任されることになる「給水装置工事主任技術者」が交付された免状の写し

### 3 指定手数料

15,000円（申請時に上下水道局へ納付してください。）

#### 4 指定の基準

(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者となる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

ニ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

#### 5 その他

○ 指定を受けた工事事業者には、「指定給水装置工事事業者証」を交付します。

#### 6 問い合わせ等

○ 〒675 - 8588 加古川市野口町良野 398 番地の1

加古川市上下水道局

お客さまサービス課給排水係 TEL 079 - 421 - 2000 (代表) 内線 4172

TEL 079 - 427 - 9322 (直通)

FAX 079 - 421 - 6025

## ○指定給水装置工事事業者の事業の運営基準

水道法第 25 条の 8

指定給水装置工事事業者は、厚生省令（水道法施行規則第 36 条）に定める給水装置工事事業者の事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事事業者の事業の運営に努めなければならない

水道法施行規則第 36 条

- 1 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び分岐点から水道メーターまでの工事に際して、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は監督させること。
- 3 水道事業者の承認を受けた工法・工期その他の条件に適合するよう、工事を施行すること。
- 4 主任技術者等の研修の機会を確保すること。
- 5 水道法施行令第 4 条に定める構造材質の基準に適合した材料を使用し、給水装置工事に適切な機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置ごとに、主任技術者に必要事項を記載した記録を作成させ、当該記録を 3 年間保存すること。

## ○指定給水装置工事事業者の取消し基準

水道法第 25 条の 11

- 1 指定の基準に適合しなくなったとき。
- 2 主任技術者の選任又は解任の届出をしなかったとき。
- 3 事業所の名称、所在地、事業の廃止、休止その他の変更の届出をしなかったとき。
- 4 指定給水装置工事事業者の事業の運営の基準（上記）に従った適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 給水装置工事主任技術者の検査の立会いを拒んだとき。
- 6 給水装置工事に関し、必要な報告資料の提出を拒んだとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- 7 水道施設の機能に障害を与える給水装置工事を施行したとき。
- 8 不正の手段により指定をうけたとき。